第五号の五の二様式中「認定特定非営利活動法人」の次に「及び仮認定特定非営利活動法人」を加える。

第五号の五の三様式中「認定特定非営利活動法人を除く」を「認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人等」という。）を除く」に、「認定特定非営利活動法人以外」を「認定特定非営利活動法人等以外」に、「認定特定非営利活動法人に対する寄附金」を「認定特定非営利活動法人等に対する寄附金」に改める。

第五号の十四様式備考2⑵を次のように改める。

⑵　「支払金額」の項には、自己が支払う退職手当等についてその年中に支払の確定した金額（法第50条の３第２項及び第328条の２第２項の規定によりその例によるものとされる所得税法第202条に規定する退職一時金については、同条の規定により退職手当等の支払を受けたものとみなされる額に相当する金額）を記載し、特別徴収票を作成する日においてまだ支払つていないものについては、これを内書すること。また、その退職手当等の全部又は一部がこれらの規定によりその例によるものとされる所得税法第201条第１項第１号イに規定する特定役員退職手当等（以下「特定役員退職手当等」という。）に該当する場合には、当該特定役員退職手当等の金額を「摘要」の欄に記載すること。

第五号の十四様式備考2⑷中「記載すること」の次に「。また、自己が支払う退職手当等又は法第50条の３第２項及び第328条の２第２項の規定によりその例によるものとされる所得税法第201条第１項第１号に規定する支払済みの他の退職手当等の全部又は一部が特定役員退職手当等に該当する場合には、これらの規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の２第２項に規定する特定役員等勤続年数及びその計算の基礎を「摘要」の欄に記載すること」を加え、同様式備考2⑸に次のように加える。

㈣　法第50条の３第２項及び第328条の２第２項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の２第４項第１号の規定の適用がある場合　同号に規定する前に支払を受けた退職手当等に係る期間及び同号に定める金額の計算の基礎

㈤　法第50条の３第２項及び第328条の２第２項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の２第４項第２号の規定の適用がある場合　同号に規定する重複している期間及び同号に定める金額の計算の基礎

第五号の十四様式備考2⑹中「第30条第４項第２号」を「第30条第５項第２号」に改め、同様式備考2に次のように加える。

⑺　その退職手当等の支払を受ける者が提出した法第50条の７第１項及び第328条の７第１項に規定する退職所得申告書に、法第50条の７第１項第１号及び第328条の７第１項第１号に規定する支払済みの他の退職手当等がある旨の記載がある場合には、その支払済みの他の退職手当等の支払者の氏名又は名称並びにその支払済みの他の退職手当等に係る⑵及び⑶に規定する事項を「摘要」の欄に記載すること。